

人事行政

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職場などを除く一般的な職場におけるもの）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 主な休暇の種類

区 分	付 与 日 数
年 次 休 暇	1年につき20日
出 産	出産予定日前6週目に当たる日（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目に当たる日）から出産日後8週間を経過する日まで
妻の出産補助	2日以内の期間
育児時間	1日につき2回各30分以内の時間
子の看護	1年につき5日以内の期間
忌 引	親族の区分により1日～7日
父 母 の 祭 日	1日
結 婚	5日以内の期間
選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	1年につき5日以内
住居滅失等	7日以内の期間
交通遮断	必要と認められる期間
夏季休暇	1年につき5日

(3) 育児休業等取得者数（平成22年度中に新たに育児休業、部分休業を取得した職員数）

区 分	男 性	女 性	計
育児休業取得者	0人	4人	4人
部分休業取得者	0人	0人	0人
計	0人	4人	4人

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況 心身の故障のため、長期の休養を要するものとして休職（病気休職）した職員 2人

(2) 職員の懲戒処分の状況

処 分 の 種 類	処分者数	処分の事由
免 職	0人	
停 職	0人	
減 給	0人	
戒 告	2人	公金官物処理不適正

【戒告処分の内容】

所 属 部 名	建設部上下水道課	建設部上下水道課
職 名	課長	係長
年 齢	55歳	50歳
処 分 内 容	戒告	戒告
処 分 理 由	公金官物処理不適正	公金官物処理不適正
処 分 年 月 日	平成22年4月30日	平成22年4月30日

5 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修などの実施状況

地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、随時、部課長会議や通知文書により、服務規律の徹底を図っています。

(2) 営利企業などへの従事許可の状況

報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合の許可	17件
-------------------------	-----